

議案第7号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和元年6月3日提出

相楽郡広域事務組合
代表理事 木村 要

専 決 処 分 書

平成31年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決
処分する。

平成31年4月1日

相楽郡広域事務組合
代表理事 木 村 要

平成31年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成31年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第1表「債務負担行為」による。

平成31年4月1日専決

相楽郡広域事務組合
代表理事 木村 要

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大谷処理場基幹的 設備改良事業	自 平成31年度 (2019年) 至 平成32年度 (2020年)	905,580

【参 考】

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 （略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。